|  |  |
| --- | --- |
| 宗教法人「　　　　　」規則変更事項 | |
| 新    第○条　次の各号のいずれかに該当する者は、（責任役員等）となることができない。  (１)　略  (２)　心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  （３） 略  　　附　則  この規則の変更は、石川県知事の認証書の交付を受けた日（　　　年　　月　　日）から施行する。 | 旧  第○条　次の各号のいずれかに該当する者は、（責任役員等）となることができない。  (１)　略  (２)　成年被後見人又は被保佐人  （３） 略 |
|  | |

（改正例・新旧対照表）